

薬生食監発 0201 第 1 号  
平成 31 年 2 月 1 日

各 

都道府県 保健所設置市 特別区
-----------------------

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について

平成 30 年 6 月 13 日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、原則として、すべての食品等事業者（以下、「事業者」という。）に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めることとし、実施にあたっては、対象事業者の規模や業種等に応じた衛生管理※とすることとしています。

加えて、HACCPに沿った衛生管理の制度化に向けては、衛生管理の基準を厚生労働省令に規定し、地方自治体による監視指導の内容を平準化することとしており、平準化にあたっては、「食品衛生管理に関する技術検討会」において確認等が終了した、事業者団体が作成した業種別手引書に基づき実施することとしています。

また、上記の法律改正を踏まえた「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案の検討状況に関する説明会において、事業者から一部の地方自治体により事業者の規模、業種等を考慮せず「HACCPに基づく衛生管理」を要求する指導が行われ、事業に支障を生じている旨の意見が寄せられています。

つきましては、これらの状況等を踏まえ、下記内容に留意し、御対応の程よろしくお願ひします。

※HACCPに沿った衛生管理は、事業者の規模や業種等に応じ、「HACCPに基づく衛生管理」（コーデックスのHACCP 7原則に基づく衛生管理）又は、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」（各業界団体が作成する手引き書に基づき簡略化されたアプローチによる衛生管理）としている。



## 記

1. 地方自治体において、HACCPに沿った衛生管理の監視指導等を行う際は、上記検討会の確認を終了した手引書に基づいて行うこと。
2. 1. の監視指導等の際し、上記手引書の簡易版等が必要な場合は、上記検討会の確認を要することから、当課に事前協議すること。

